



非常災害時の対応

社会福祉法人の職員として、
非常災害時は
事業所へかけつけ
救援、復旧へ努めましょう。



就業規則第47条

- 法人に災害その他非常事態が発生したときは、就業時間外でも出勤し、上司の指示に従わなければならない。
- 非常災害時において必要があるときは、災害防止のため、日常業務以外の業務に従事させることができる。

7月30日(木)14時よりセンター正面玄関にて非常用発電機の取り扱い訓練を行います！



コロナ
県内発生中!!

手洗い
消毒
換気
をしっかり行い
ましょう。

非常防災備蓄倉庫		B階段室	
LPガス式発電機	ティッシュペーパー	カセットボンベ式発電機	屋内用コードリール 30m
ガolin式発電機	トイレトペーパー	附室木製BOX	
バルーン投光器	屋外用コードリール 50m		
2階パントリー：6階603号室		消火用水 (2リットルペットボトル)	カセットガス
飲料水	ウエットティッシュ	懐中電灯	タオル
非常用食料(おかゆ、缶詰、ジュース類)	ウォッシュブルタンク	ランタン	土嚢袋
食器・箸・スプーン	ポリバケツ	センサーライト	ブルーシート
輪ゴム	カセットコンロ	乾電池(単3 単4)	
★担当階に何が入っているか把握をしましょう。			



総務課
問い合わせ
西海市大島町 1876-59
0959-34-2288